

障害福祉計画の PDCA サイクルについて

(1)PDCA サイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する。
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)。
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

(2)PDCA サイクルの必要性

PDCA サイクルの必要性と法上の規定

計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。

障害者総合支援法、児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCA サイクル)とされています。

障害者総合支援法(抜粋)

第 88 条の 2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法(抜粋)

第 33 条の 21 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 計画の推進体制

本計画は、障害福祉だけでなく、保健、医療、保育、教育、防災等、広い分野にわたっているため、横断的に取り組みを進めていきます。

障害者福祉課だけではなく、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

区では、本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCAサイクルのプロセスに基づき、関係部署と連携しながら適切に進行管理を行っていきます。(図表 1-3)

また、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

■ 図表 1-3 PDCAサイクルのプロセス

